

部活動に係る活動方針

茨城県立高萩高等学校

令和5年4月1日

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動計画の編成

- ア 1日の活動時間の上限は、平日2時間・休日4時間とし、週計12時間以内に設定する
- イ 各週平日・休日各1日以上休養日を設定する
- ウ 大会等への参加により休日に連続して活動したり、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える
- エ 大会後や長期休業中は、1週間以上の連続した休養期間を設定する
- オ 朝の活動は原則禁止とする
- カ 大会前を除き、定期考査1週間前から定期考査終了前日までは活動を禁止する

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

本校生として大会等に参加する場合は、事業計画書を提出し校長の許可を得る
また、校長は、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう、
参加する大会等を精査する

2 適切な運営のための体制整備

(1) 生徒自ら活動計画を立案し、自主的・自発的な活動が展開されるよう適正に運営する

(2) 生徒の心身の健康管理に留意し、事故防止及び体罰・ハラスメント等の不適切な指導を根絶する

(3) 熱中症対策として温湿度計を活動場所に設置する

暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は活動を行わない

(4) 活動方針・年間活動計画・月間活動計画、活動実績を学校ホームページへ掲載する

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 定時制通信制体育大会や部活動の日を通じて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しみ、個性を発揮できるような環境整備に努める

(2) 地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化する

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 部活動数の精選、複数顧問制の推進及び部活動指導員を活用する